

令和4年度「成果につながる事業展開に向けた実践的調査研究」 調査結果【概要】

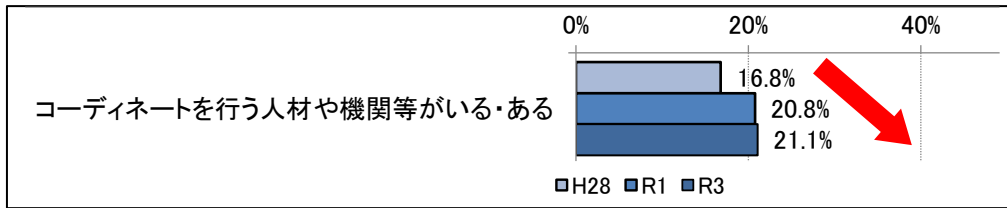
背景

令和4年度より民法の成年年齢が18歳に引き下げられる等、消費者教育を取り巻く社会情勢や環境が変化してきた。このような状況を受け、消費者教育をめぐる最新の状況も踏まえた課題を把握するとともに、成年年齢引下げの議論も踏まえ、消費者教育を推進するために有効な方策を検討するため、これまで実施した「消費者教育に関する取組状況調査」の結果をもとに、経年比較等を行い、状況の変化と今後の課題について分析等を行った。

1. 過去調査の再分析

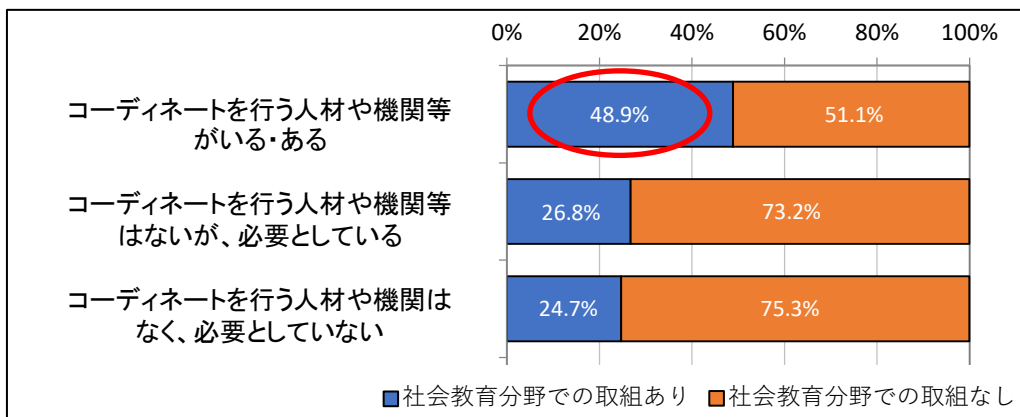
(1) 教育委員会

- 消費者コーディネーターの増加
H28 : 16.8% ⇒ R3 : 21.1%



- コーディネーターを行う人材・機関等を配置・活用することで、関係機関との連携や消費者教育に関する取組に様々な効果がある。

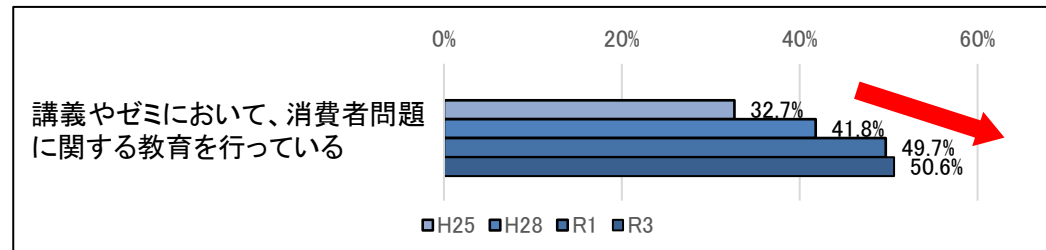
- コーディネーターがいる自治体では「社会教育分野での消費者教育関連の取組」の実施割合が高い。



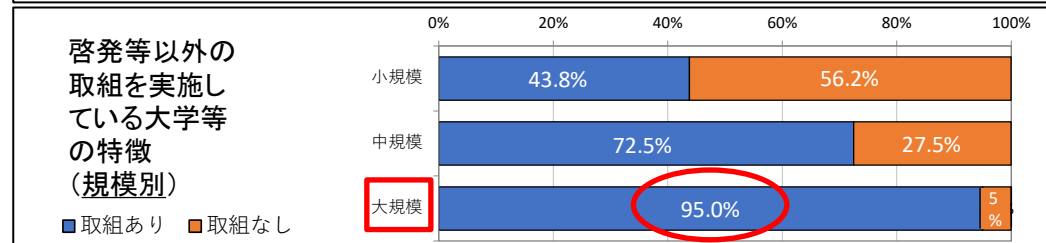
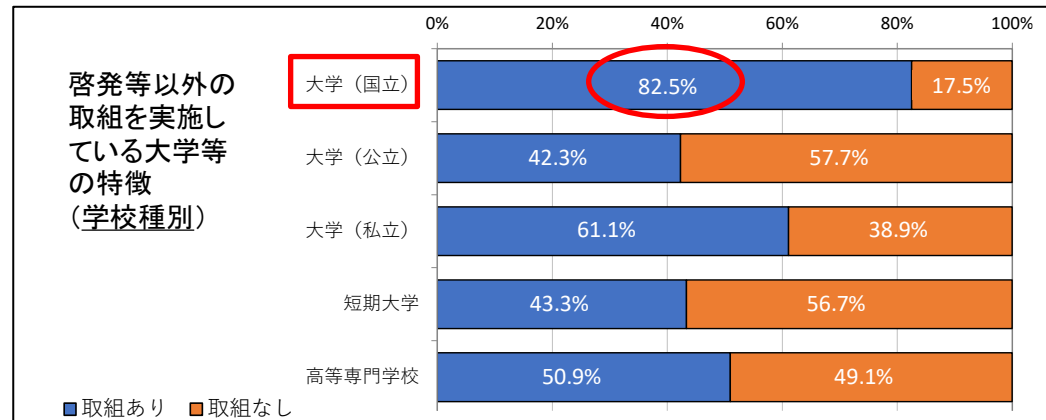
- 社会教育分野で消費者教育関連の取組を行っている自治体は、「消費者行政部局」「消費者生活センター」や、「警察」といった他機関との連携割合が高く、消費者教育に関する取組を実施する際の課題も少ない。

(2) 大学等

- 講義やゼミで消費者教育を取り扱う大学等の増加
H25 : 32.7% ⇒ R3 : 50.6%



- 啓発・情報提供や相談窓口以外の消費者教育に関する取組を行っているのは国立大学、規模の大きい大学であり、他機関と連携した幅広いテーマの情報提供を行っている。



2. 事例調査

(1) 自治体

●近江八幡市

消費者教育活動の成果物としてのリーフレットを毎年作成したり、教職員向けのワークショップを開催するなど、消費生活センターを主体とし、学校等と連携した積極的な取組を行っている。

「SDGsこども見守り隊」など、地域と連携した活動にも熱心に取り組んでいる。



消費者教育体験プログラム



SDGsこども見守り隊

●御殿場市

消費者教育コーディネーターを継続して配置することによって、小学校・中学校と連携し、取組の内容の調整をすることが可能になっている。

保護者を対象とした消費生活センター通信の発行や、出前講座を行い、消費者教育を推進している。



5歳児向けの出前講座
釣りゲームでゴミを仕分ける遊びをした後で、ゴミは分けると資源になることを説明し、「わければしげん」の順に並ぶ言葉遊びをしました。

中学3年生の家庭科出前講座
高校3年生の教室を想定し、17歳と18歳の友だちに起こる問題についてのロールプレイングを行いながら、成年年齢引き上げと未成年者取消権について学習しました。

(2) 大学

●岐阜大学

令和5年度から、全学共通科目の一コマで消費者教育を扱うことになり、事前準備として令和4年度は2回のランチセミナーを開催した。

初年次セミナーとしてまとまった時間を確保し、消費者教育の講義を行えることは大きな変化となった。

消費者被害から学生を守ることは大学の責務であることを理解してもら
うことが重要なポイントである。

ランチセミナー案内

●千葉大学

千葉大学環境ISO学生委員会と生協の連携によって、有料の「米ストロー」の導入を実現した。

レジ袋と同様にプラスチックストローも削減できないかという点に着目し、紙や竹など様々な材質で実証実験を行った。

令和4年6月から生協で販売を開始。周知ポスターやポップのデザインも学生が担当し、SDGsに配慮した製品であることをPRした。



米ストローの本格導入の際の周知ポスター



米ストロー